

船舶事故調査報告書

平成25年11月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成25年6月13日 09時44分ごろ
発生場所	北海道小樽市石狩湾港西ふ頭南東方沖 石狩市所在の石狩湾港北防波堤北灯台から真方位185° 1.9海里付近 (概位 北緯43° 11.9′ 東経141° 17.1′)
事故調査の経過	平成25年6月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 引船 ^{ほくしょう} 北翔丸、98トン 136875、渋田海運株式会社 30.00m×9.00m×5.38m、鋼 ディーゼル機関2基、1,471kW（合計）、平成14年4月 B 地盤改良船（非自航式サンドコンパクション船） ^{ケーエスシー} ケー ^{ケー} KSC-K75、約3,337トン なし、あおみ建設株式会社 70.00m×30.00m×4.50m、鋼 機関なし、平成9年建造
乗組員等に関する情報	A 船長 男性 61歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和51年2月6日 免状交付年月日 平成21年11月9日 免状有効期間満了日 平成27年5月30日
死傷者等	なし
損傷	A 右舷ビルジキール下部船底に擦過傷、左舷プロペラに曲損 B 左舷上甲板に破損及び凹損、左舷船尾上甲板及び船尾中央上甲板の操船ワイヤ用フェアリーダーが破損
事故の経過	A船は、船長ほか4人が乗り組み、作業員12人が乗船したB船を長さ約50mのえい航索で引き、石狩湾花 ^{ぼんなぐろ} 畔ふ頭から同港西ふ頭へ向かった。 A船は、本事故発生日の5日前に西ふ頭から花畔ふ頭に移動したときのGPSプロッターの航跡を逆にたどって航行していたが、航跡を

	<p>外れ、水路の中央から西ふ頭に向け、約1.5～2.0ノットの対地速力で手動操舵によって北西進中、平成25年6月13日09時44分ごろ西ふ頭南東方沖の浅所に乗り揚げた。</p> <p>B船は、惰力でA船の船尾に当たったが、乗り揚げることはなく、その後、B船の作業船及び錨を使用し、西ふ頭に着岸した。</p> <p>A船は、来援したタグボートに横抱きされて離礁し、石狩湾港樽川ふ頭に着岸した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m以下、潮汐 満潮時 潮高約2.4cm</p>
その他の事項	<p>A船の喫水は、船首約2.2m、船尾約3.6m、B船の喫水は、船首尾共に約2.3mであった。</p> <p>船長は、約2年前、石狩湾港内の浚渫工事に半年間携わり、19トンの引船で港内を頻繁に航行しており、本件事故発生海域も航行していたが、水深の詳細については知らなかった。</p> <p>A船は、海図W7（石狩湾港）を備え付けていなかった。</p> <p>石狩湾港は、港内中央部から港奥の花畔ふ頭及び樽川ふ頭に至る幅約300m、水深約7.5m～約10mの水路は掘下げ水路のため、水路を西ふ頭の方に外れれば、本事故発生場所付近では水深が約4m以下と浅くなっている。</p> <p>本事故後、乗り揚げたA船の周囲の水深を測深したところ、船首で約2.8m、船尾で約3.6mであった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし <p>A船は、石狩湾港西ふ頭南東方沖を北西進中、船長が、石狩湾港内の航行経験があったものの、水深の詳細については知らず、また、A船に海図を備え付けていなかったことから、本事故前に航行した航跡を外れて航行したところ、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が、石狩湾港西ふ頭南東方沖を北西進中、船長が、水深の詳細については知らず、また、A船に海図を備え付けていなかったため、本事故前に航行した航跡を外れて航行したところ、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に海図を入手し、予定航行経路の水路調査を十分に行い、適切な針路を選定すること。